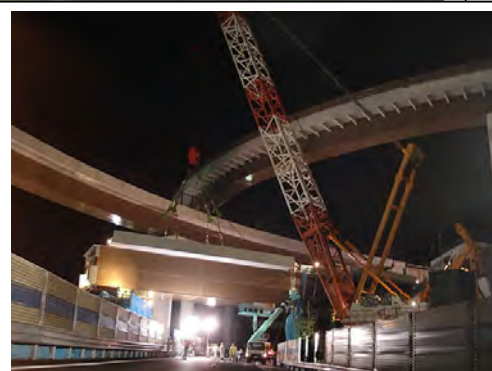


1. 工事概要 ～夜間通行止で行われる工事～

平成24年度開通予定の東海環状自動車道大垣西IC（仮称）～養老JCT（仮称）間の建設事業のうち、名神高速道路と接続する養老JCT（仮称）のAランプ橋、Bランプ橋、東海環状自動車道本線橋（上下線）及び東海環状自動車道側道橋（いずれも名神高速道路跨道部で合計5橋。）を架設するため、名神高速道路大垣IC～関ヶ原IC間（上下線）を2回に分けて夜間通行止めを行います。



夜間通行止め架設のイメージ

（写真は中央自動車道八王子JCTでの様子です）

2. 迂回路のご案内

通行止め実施中は、一般道路を経由して下さい。

東京方面 関ヶ原 I Cで流出し、大垣 I Cより流入して下さい。

大阪方面 大垣 I Cで流出し、関ヶ原 I Cより流入して下さい。



名神高速道路北側の一般道路を迂回くださいますよう、お願いいたします。



3. 通行料金（乗継料金調整）のご案内

通行止め区間（指定インターチェンジ間）を一般道路に迂回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、高速道路料金が割高にならないよう所定の方法により料金の調整を行っております。

通行券をご利用のお客さま（ＥＴＣをご利用しないお客さま）は、通行止めにより高速道路を一旦流出するＩＣでお渡しする『高速道路通行止め乗継証明書』を乗り継ぎ後の最初の出口ＩＣで、係員にお渡しください。

ＥＴＣをご利用のお客さまは、一旦流出する走行と乗り継ぎ後の走行を同じＥＴＣカードで、通常どおりＥＴＣレーンを通り走行してください。（『高速道路通行止め乗継証明書』の入手は不要です。）

●乗継指定インターチェンジ

通行止め区間	流出指定ＩＣ (乗継証明書発行ＩＣ)	再流入指定ＩＣ ※	備 考
上り線 関ヶ原ＩＣ～ 大垣ＩＣ	関ヶ原ＩＣ 彦根ＩＣ 米原ＩＣ	大垣ＩＣ 岐阜羽島ＩＣ	※ 流出指定ＩＣで流出後、通行止めが解除された場合は、流出指定ＩＣで流入されても料金の調整を行います。
下り線 大垣ＩＣ～ 関ヶ原ＩＣ	大垣ＩＣ 岐阜羽島ＩＣ	関ヶ原ＩＣ	

～ご注意～

- ・ 流出指定ＩＣから、２４時間以内に再流入指定ＩＣで乗り継いで下さい。

4. 道路交通情報の提供

(1) 通行止め情報のご案内

通行止めにあたり、ラジオＣＭ、ポスター、リーフレット、インターネット、横断幕、懸垂幕によって、工事期間をはじめとする各種の情報を事前にお知らせします。

(2) お出かけ前に入手できる道路交通情報

①日本道路交通情報センターの道路交通情報

インターネット [<http://www.jartic.or.jp/>]、電話（050-3369-6666）及び携帯短縮ダイヤル（＃8011）で道路交通情報を入手できます。

② i Highway 中日本（アイハイウェイ中日本）

全国の高速道路交通情報を携帯電話のウェブサイトを利用して、マップや文字でご確認いただけます。また、通行止めが発生又は解除した際にメールでお知らせする「マイルート機能」をご利用いただけます。

なお、自動車走行中のドライバーの携帯電話の使用は法律で禁止されています。ご利用の際はSA・PAにてお願いします。



<http://c-ihighway.jp/>



QRコード

③ ハイウェイテレホン

リアルタイムの主要道路の交通情報（5分更新）を24時間入手できます。

携帯電話から「#8162」におかけいただくと、その場所から最も近い地域の高速道路情報が音声で入手できます。

また、音声によるハイウェイテレホンと合せて携帯電話のウェブサイトでご確認いただける、「目で見えるハイウェイテレホン」もご活用ください。

なお、自動車走行中のドライバーの携帯電話の使用は法律で禁止されています。ご利用の際はSA・PAにてお願いします。

・ 中部地区の高速道路情報

<http://www.highway-telephone.com/>



QRコード

（3）走行中に入手できる道路交通情報

① 道路情報板

② ハイウェイラジオ（1620kHz）

③ VICS（VICS対応のカーナビゲーションなどで、道路交通情報が入手できます）

（4）休憩中に入手できる道路交通情報

① ハイウェイ情報ターミナル（SA、PAに設置）

テレビ画面で、分かりやすくお知らせします。

（5）その他

SAのエリア・コンシェルジュでも交通情報をご案内いたします。

5. お客様へのお願い

通行止め時の迂回にご協力をお願いします。

◎ 渋滞末尾での追突事故にご注意を

渋滞時には、渋滞の車列の中や渋滞末尾での追突事故のおそれがあります。渋滞末尾に近づいた際にはハザードランプを点灯し、後続車に合図するなどして、追突事故の防止に心掛けて下さい。



◎ 全席シートベルトの着用を

高速道路上の事故では、シートベルトを着用していない乗員が、衝突の反動で車の外に投げ出されて死亡する場合があります。

運転席と助手席だけではなく、後部座席も含め必ず全席シートベルトの着用をお願いします。（平成20年6月1日より道路交通法が改正され、後部座席のシートベルトの着用が義務付けられました。）

